

奈良県教育振興大綱（素案）

第1章 大綱の趣旨

1 大綱策定の趣旨

- 国においては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直し等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成26年6月20日に公布、平成27年4月1日から施行されました。
- その際、全ての地方公共団体において総合教育会議を設置するとともに、地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。
- このように地方公共団体の長に教育の振興に関する施策の目標や施策の根本となる方針の策定が委ねられたことは、我が国における教育の歴史を振り返れば極めて意義深く、また、現在教育が直面している状況から見て時宜を得たものです。

すなわち、戦前の教育は、国による思想統制の手段としての色彩が濃かった一方、戦後は、民主主義の名の下、学力水準の向上に重きを置いた教育が推進され、それが画一的で質が高く大量生産に適した労働力を生み出し、ひいては我が国の高度成長を支えるなど、一定の成果を収めてきました。

そして、この過程において、国は教育委員会等を通じて地方に大きく関与し、教育行政の中央集権化を強めてきましたが、最近では、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は多様化・複雑化し、これを背景に教育現場において児童生徒の規範意識の低下、いじめ・暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加など多岐・多面的な問題が生じるようになってきたため、必ずしも中央集権下の学力向上に重きを置いた学校教育だけでは対応しきれなくなってきました。また、地域や家庭との連携の必要性が指摘されるようになり、教育上の課題については、国よりも現場や住民に近い地方公共団体においてこそ、迅速かつ適切に対応できるとの認識が広がってきました。さらには、文部科学省や教育委員会が教育の観点から対応するだけでなく、地域振興や福祉などの一般行政との密接な連携によって総合的に取り組んでいくことの重要性が意識されつつあります。

このような状況の下、教育の目標や方針の策定が、地域の実情に応じ、地域住民の意向がより反映されやすい形で行われるよう法律改正が行われたことは、庶民の手による寺子屋や地域独自の藩校で地域に根ざした教育が行われ、我が国の発展に大きく寄与してきた歴史から見ても、自然な成り行きと考えられます。

- このような認識の下、奈良県においては、今般、別途文化の振興に関する大綱（（仮称）「奈良県文化振興大綱」）を策定することを前提として、国が平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定した第 2 期教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して、本県の教育の振興に関する大綱（「奈良県教育振興大綱」。以下単に「大綱」という。）を定めることとしました。
- 大綱の策定に当たっては、地方教育行政改革の趣旨を踏まえ、教育こそが「県政の目指す姿」である「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」基盤であるとの認識の下、人口減少克服や地方創生をはじめ県政が直面する諸課題と密接な連携をとることとしています。

また、本県では、県と市町村あるいは市町村同士が連携・協働して行政上の諸課題に取り組む「奈良モデル」を積極的に推進していることから、策定に当たって、総合教育会議に加え「奈良県教育サミット」を開催し、知事・市町村長と県・市町村の教育長が一堂に会して意見交換を行っているところであり、大綱では市町村が主体的に取り組むべき課題も幅広く取り上げることとしています。

さらには、エビデンスベースの大綱となるよう、統計やアンケート調査などによる現状分析で課題を浮き彫りにし、これを踏まえて教育の振興に関する施策の目標や施策の根本となる方針を定めることとしています。

2 大綱の性格・位置付け

- この大綱は、上記の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」と教育基本法第 17 条第 2 項の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を一体的に策定するものです。

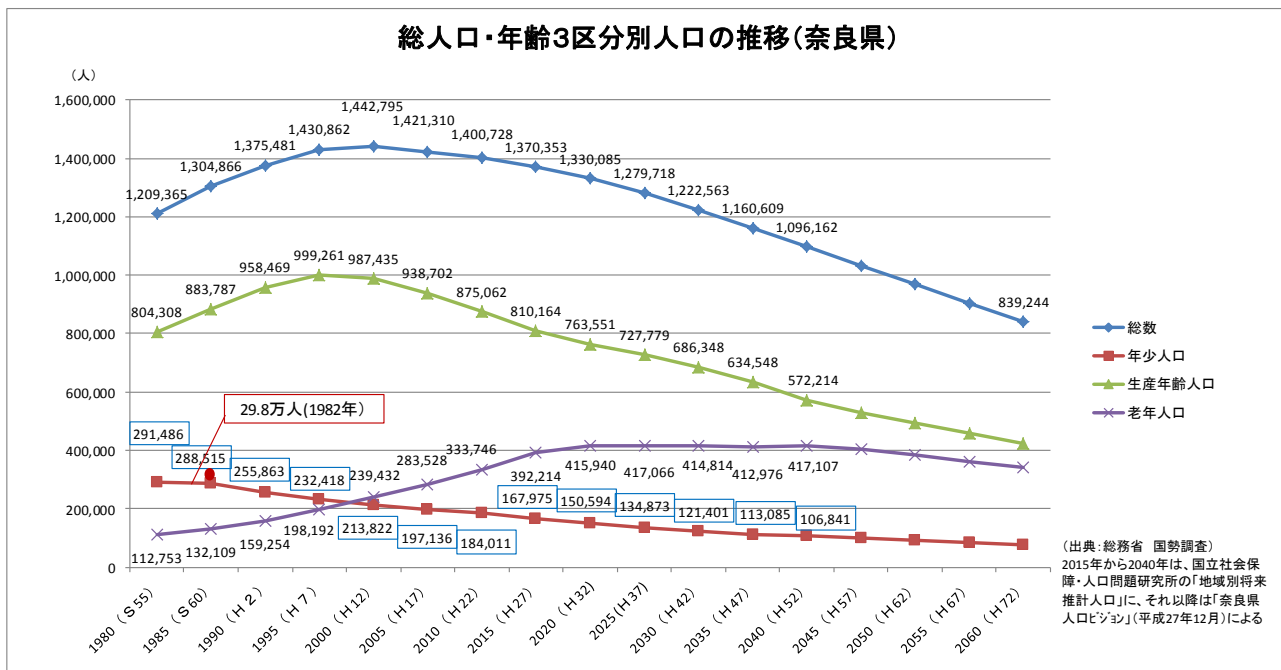
3 大綱が対象とする期間

- 大綱が対象とする期間については、「奈良県地方創生総合戦略」、「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」、「奈良県障害者計画」など密接に関連する計画等において平成 31 年度までを対象期間として目標等を定めていること等を踏まえ、平成 31 年度までとします。

第 2 章 本県の教育の現状と課題

1 本県を取り巻く経済社会情勢と教育の課題

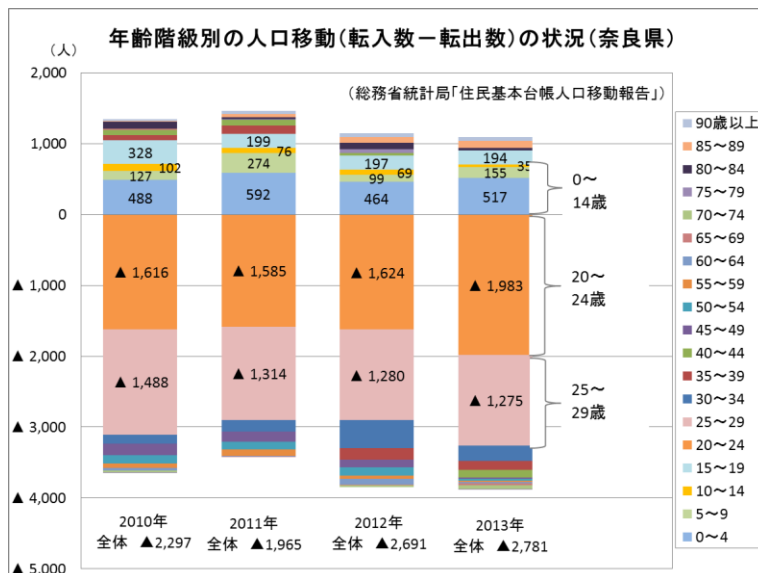
- ① 人口減少、少子高齢化
- 我が国では少子高齢化が世界に類を見ないスピードで進行し、その中で 2008 年（平成 20 年）には人口が減少に転じました。本県の人口は、国に先んじて 2000 年（平成 12 年）から減少に転じています。



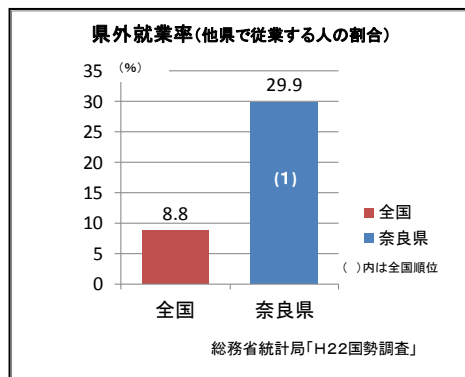
このような人口減少、少子高齢化は、教育面では一義的には需要の量的な減少をもたらします。本県の年少人口(0~14歳)は、ピーク時の1982年(昭和57年)の29.8万人から、2010年(平成22年)には18.4万人と減少し、さらに2040年(平成52年)には10.7万人、2060年(平成72年)には2010年比で半数以下まで減少すると見込まれています。小・中学校が過度に小規模化し、児童生徒の社会性の育成に当たって支障が生じることなどが懸念され、こうした学校の小規模化に伴う諸問題への対応や学校規模の適正化が課題です。

○ 一方、生産年齢人口(15~64歳)の加速度的な減少が見込まれることによる経済規模の縮小など様々な懸念に対処すべく、国を挙げて人口減少克服・地方創生の取組が進められています。

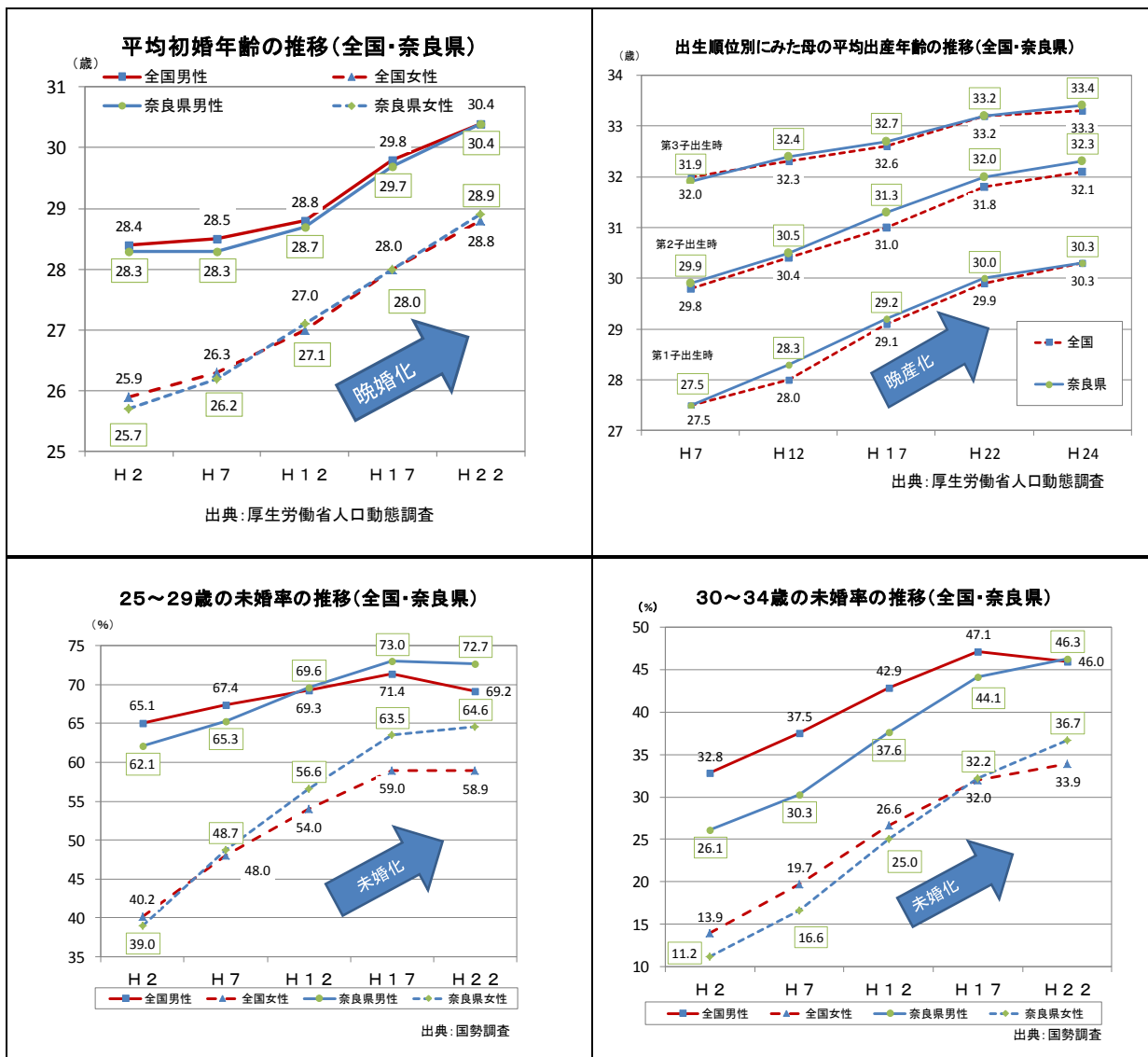
本県では、平成27年12月に「奈良県人口ビジョン」及び「奈良県地方創生総合戦略」を策定したところであり、死亡数が出生数を上回る「自然減」のみならず、転出者数が転入者数を上回る「社会減」への対応を講じていくこととしています。その際、教育面における対応をあわせて講じる必要があります。



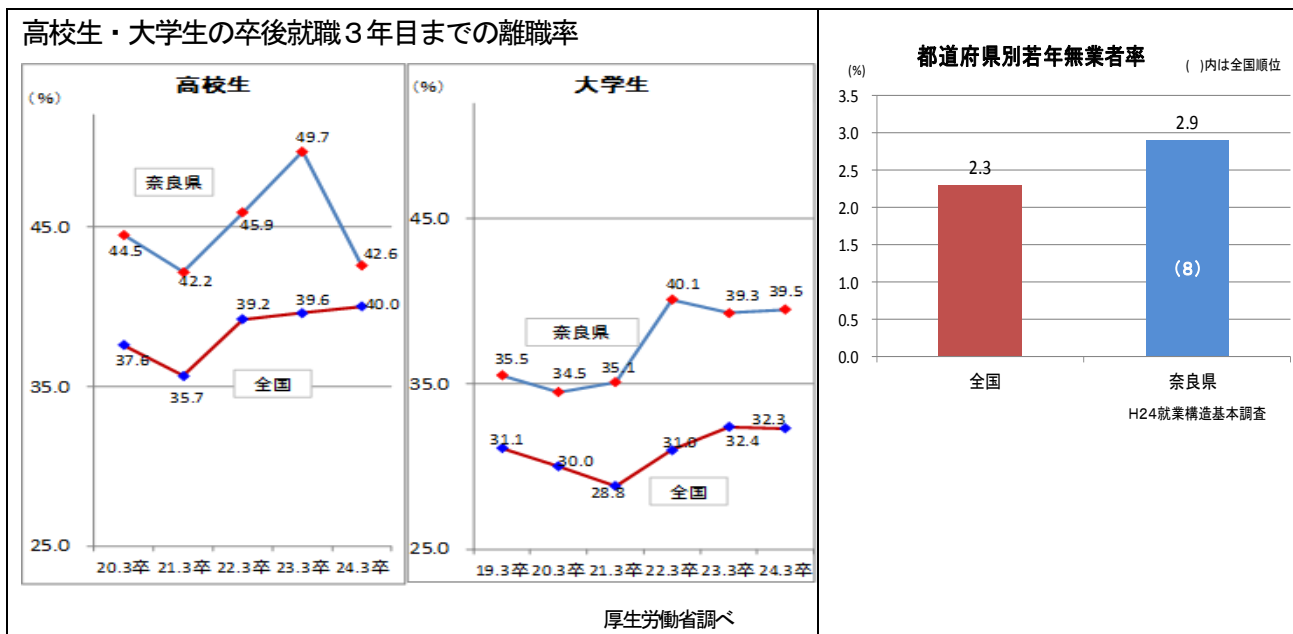
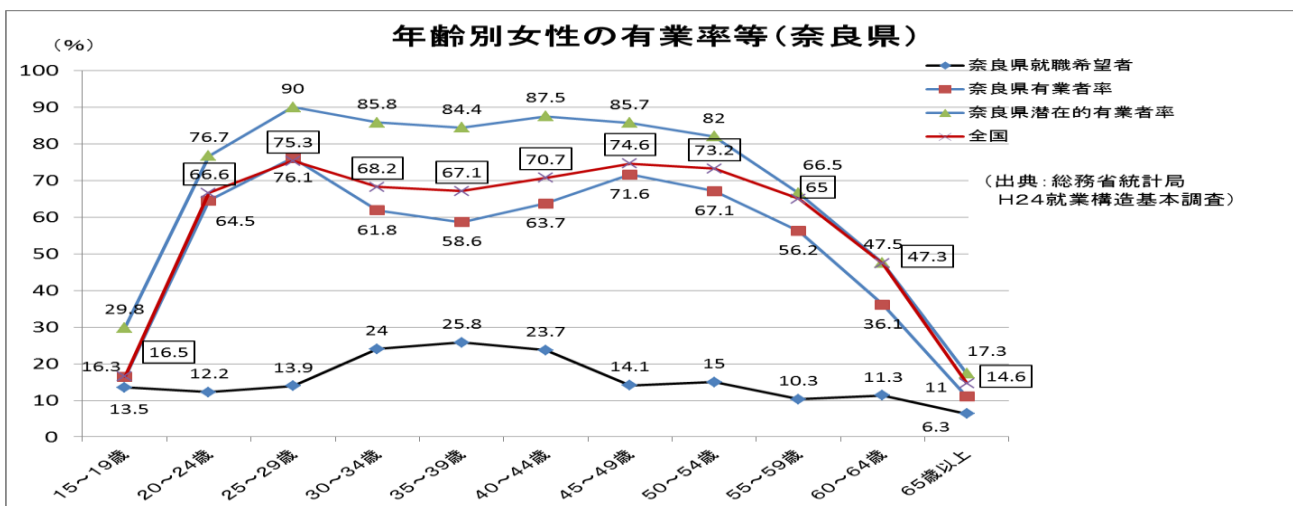
一例を挙げれば、本県は県外就業率が全国的に見て高いばかりでなく、年齢階級別人口移動で20～29歳で大きく転出超となっていることなどを踏まえ、若者の県内雇用を確保するための「産業興し」や企業誘致などの取組を推進しますが、0～4歳をはじめ年少人口が転入超であることを踏まえると、学校段階でも地域への誇りや愛着ひいては地域に貢献する意識を涵養することなどが重要です。



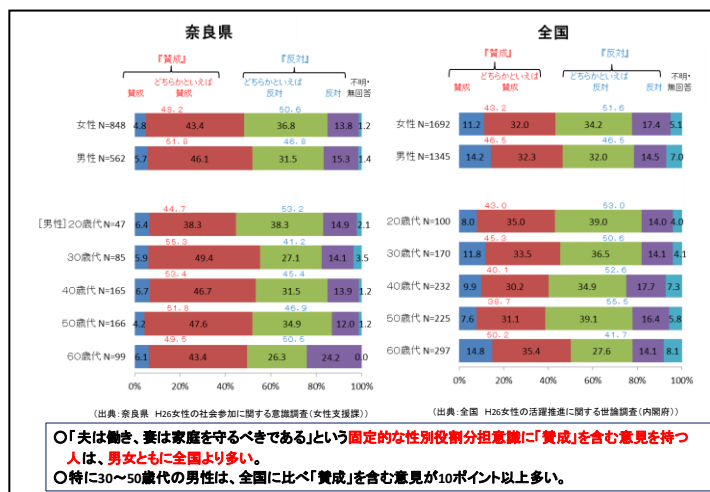
少子化克服など「自然減」対策については、本県では「晩婚化」、「晩産化」の傾向は全国と大きな差異がない一方で、「未婚化」の傾向が全国に比べ顕著であることに留意が必要です。若い世代が、結婚、妊娠、出産、子育てに対し、より前向きに考えられるようになるとともに、その希望をかなえるための取組が教育面でも求められています。



○ 労働力人口確保の観点から女性・若者・高齢者・障害者等の就労機会の拡大も重要です。本県では、いわゆる「M字カーブ」が深い、新規学校卒業就職者の卒業後3年以内の離職率や若年無業者の割合が全国平均を上回っているといった特徴が見られ、キャリア教育・職業教育の充実がより重要となっています。すなわち、子育てで離職した女性や学校教育を一旦離れた社会人等を含めて学び直しや知識の更新を通じたスキルアップが必要となるほか、若年無業者やひきこもりの状態にある者についても、社会的自立・職業的自立につながる能力の向上が求められます。



女性の活躍推進に当たっては、本県では「夫は働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識が全国的な傾向と比べて顕著であることにも留意が必要であり、学校段階から教育による男女共同参画の理解の促進を図る必要があります。



○ 人口減少、少子高齢化の中で経済成長を持続させるためには、人材の質の向上やイノベーションの創出による労働生産性の向上が欠かせません。その要請に応える人材を育てる教育の役割が一段と重要になります。本県が「産業興し」に取り組むに当たっても、産業分野ごとに質の高い職業人を育てていかなければなりません。

○ 他方、超高齢化社会の到来を深刻な社会問題としてのみ捉える必要はありません。ポジティブに捉えれば、長らく人類の理想であった長寿社会が到来するということであり、成熟社会の構築に向けたチャレンジの始まりでもあります。本県も目指している健康寿命の延伸を達成できれば、これまで失敗は許されない一度きりの人生として規定されがちであった画一的な人生モデルを必ずしも前提としなくてもよくなります。失敗しても再チャレンジやリカバリーができることで、複線的かつ多様な人生設計が可能になります。こうした中で自らにふさわしい人生を設計できるようにするため、個々人の持てる力が最大限に発揮される必要があり、生涯にわたっての学びが必要となります。

② グローバル化、技術革新

○ グローバル化や情報通信技術（ICT）をはじめとする技術革新の進展により人、物、資本、情報等の国境を越えた移動が容易になったことなどで、経済社会が目まぐるしく変化し、多様化するようになりました。一度学んだ知識や技能を反復し、規格化された製品を大量に生み出せば経済成長に寄与できた時代は過去のものとなりつつあります。人生の早い時期に習得した知識や技能が老壮期まで役立つ時代とは限らなくなっており、社会を生き抜いていく上で、社会に出た後も不断に研鑽して次々と生み出される新たな「知」を習得していくことが不可欠となっています。卒業や修了のような設定された終点のない学び、すなわち生涯にわたる学びの意義が、このような変化の激しい時代に適合するという観点からも増しています。

先行き不透明な時代にあっても高い付加価値を生み出し、かつ世界に伍して活躍しようとすれば、求められる人材の質もますます高度なものになります。未知の課題を主体的に見出し、失敗を恐れずそれにチャレンジして解決に導き、新しい価値を創造していくことができる人材が必要とされています。

- グローバル化時代の人材には、英語等の語学力・コミュニケーション能力はもちろんのこと、異なる価値観や歴史・文化・宗教などへの理解が求められます。もっとも、語学力やコミュニケーション能力といった「語る術」には、「語る中身」が伴っていなければなりません。内容のある発信をしていくため、自分の考えや思想を確立するとともに、自国や郷土の歴史や文化を深く理解し、そこに誇りや愛着を抱いていることが求められます。

この点に関して、世界遺産や国指定の文化財をはじめ歴史文化資源に富み、日本を代表する文物の発祥の地でもある本県は、発信すべき内容は質量ともに充実しています。観光振興の観点からも本県の魅力を世界に向け力強く発信することが求められており、県民が本県のこうした強みをしっかりと認識し、生かしていけるよう、教育面での対応が不可欠です。

奈良県の世界遺産

- ① 「法隆寺地域の仏教建造物」(1993年12月登録)
法隆寺、法起寺
- ② 「古都奈良の文化財」(1998年12月登録)
東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡
- ③ 「紀伊山地の霊場と参詣道」(2004年7月登録)
奈良県・和歌山県・三重県の3県にまたがるもので、うち奈良県には、霊場「吉野・大峯(吉野山・吉野水分神社・今峯神社・金峯山寺・吉水神社・大峯山寺)」と参詣道(大峯奥駈道(玉置神社を含む)・熊野参詣道小辺路)がある。

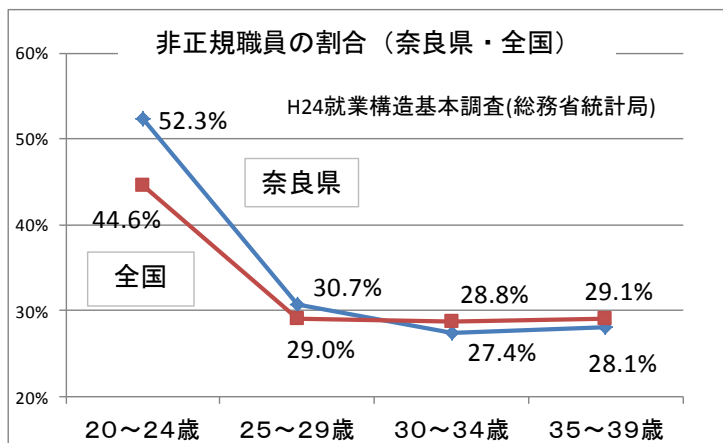
国宝・重要文化財件数

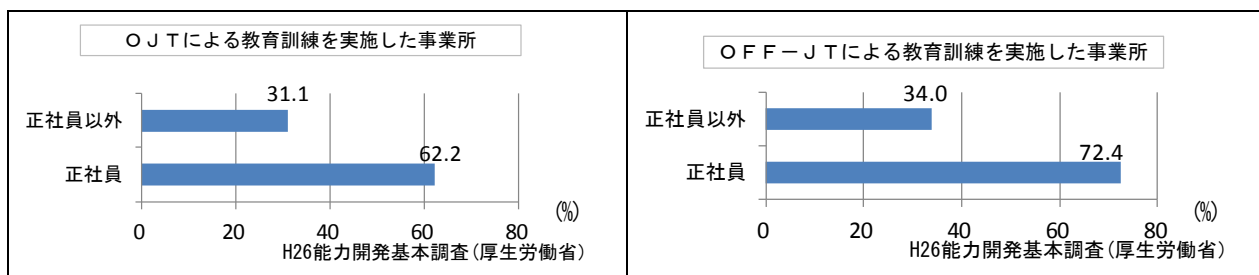
平成27年11月1日現在

区 分		東京都	京都府	奈良県	(順位)
有形文化資源	建造物	件数	79	294	263 (2位)
		棟数	142	630	384 (2位)
	彫刻	210	416	494 (1位)	
美術工芸品	工芸	749	183	209 (2位)	
	考古	174	27	38 (2位)	
	史跡	45	84	117 (1位)	
無形文化資源	選定保存技術保持者	4	19	8 (2位)	
	選定保存技術保存団体	10	6	1 -	

(文化庁文化財部「伝統の巨匠」などによる)

- 一方、グローバル化やICTの進展の中で雇用環境も変容しています。具体的には、国際市場での競争激化がもたらす人件費削減圧力や生産拠点の海外移転、さらにはICT化が促す業務のデジタル化・分業化の下、終身雇用・年功序列等が変容し、非正規雇用が増加しています。本県では20才から29才までの非正規雇用割合が全国平均を上回っていますが、非正規雇用者は、正規雇用者に比べて企業内教育・訓練を受ける機会が限られており、非正規雇用の増加による人材教育機能の低下をどのように職業教育で補っていくかが大きな課題です。





○ また、急速なICT化を踏まえ、社会全体の情報活用能力を育むとともに、教科指導など教育のツールとしてもICTを効果的に活用することなども求められています。

2 子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化と教育の課題

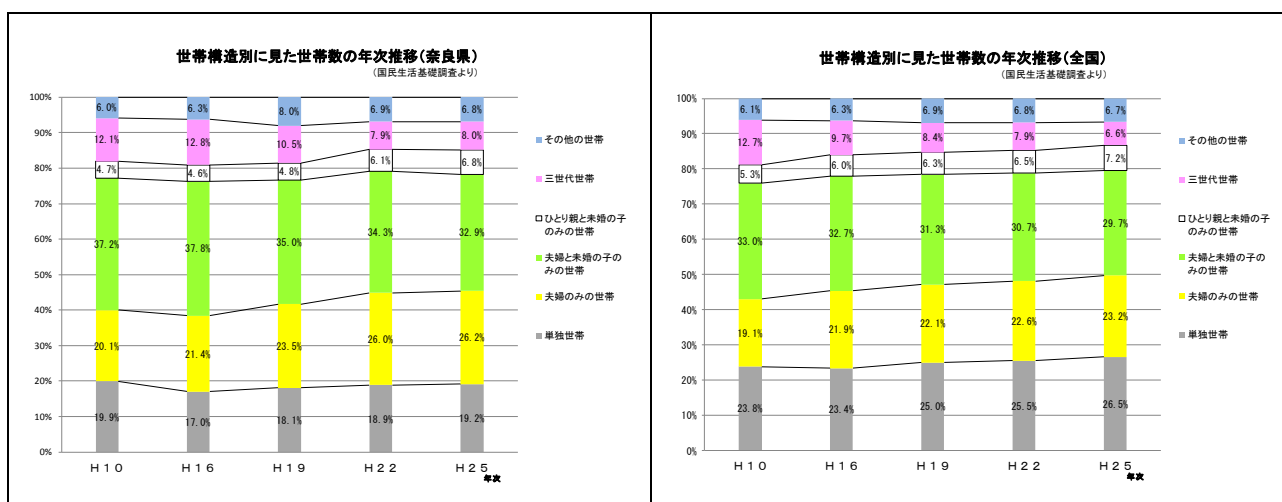
○ 子どもや子育て家庭の立場からその取り巻く環境を見れば、まず、自治会、町内会、青年団等の地縁組織が衰退しています。

就業形態の変化、人口の流動化、都市化・過疎化、価値観の多様化など社会経済環境が変化する中で、人々の職と住が分離し、地域への愛着・帰属意識や、地域における人のつながりや連帯感、支え合いの意識が希薄化していると指摘されており、地縁組織による伝統的な地域コミュニティの機能が低下しています。

こうした中、子育て家庭が家庭内だけの閉じた存在になっていくことが懸念されます。

○ しかも、世帯構成別割合を見ると、家族形態が変容し、三世帯世帯の割合がこの20年間で大きく減少する一方、ひとり親家庭(父子世帯・母子世帯)の割合が大きく増加しています。この傾向は、全国でも本県でも同様です。

家族の小規模化やそれがもたらしている家族や親族による支え合いの希薄化が、地域コミュニティの衰退と相まって、子育て家庭の負担感や孤立感を高めています。



- このような状況の下、平成18年の教育基本法の改正により、新たに家庭教育についての規定が設けられています。具体的には、父母その他の保護者が子の教育について第一義的な責任を有する旨とともに、家庭教育の基本的な機能として、生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的発達が掲げられています。

ただし、子育て家庭が直面している様々な困難を踏まえると、家庭教育を個々の家庭の努力にのみ委ねることは適当ではなく、社会全体で子育て家庭を支えていく必要があります。そのためには地域コミュニティの再生も重要です。

- このような状況の下、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施され、市町村が幼児期の学校教育・保育について、潜在的ニーズを含めて「量の見込み」を把握した上で、その供給体制を計画的に整備することとされました。その際、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）など法定の13事業（地域子ども・子育て支援事業）についても「量の見込み」を踏まえて計画的に事業の整備を行うこととされたため、幼児期を中心として、地域や社会が子育て家庭を支え、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげていくことに向けた量的な取組が図られることになりました。

- このような制度上の整備に加えて、住民主体のサービスやボランティア活動なども幅広く子育て家庭を支えるネットワークに組み込んでいくことが重要です。すなわち、地縁組織による伝統的な地域コミュニティの機能は低下する一方で、NPOやボランティア団体など、地域を限定することなく特定の目的・テーマを掲げて活動を行う新たな地域づくりの担い手も登場しています。

こうした互助の取組により形成されるネットワークは、超高齢化社会を目の前にした医療・介護分野、さらには障害者福祉や生活困窮者支援などの分野でも必要とされているものです。

また、定年退職時期を迎えた人々などがこのようなネットワークに参加し、地域コミュニティの担い手となっていくことは、超高齢化社会において人生の新たなステージを充実したものにしていこう上でも意義深いことです。

- ただし、求められているのは生活上の相互扶助だけではありません。親は初めから子どもをどう育てていくかを知っているわけではなく、家族や親族による支え合いや社会的なつながりの希薄化の中で、乳幼児とふれ合う経験が乏しいまま親になるケースも増えています。親自身が子どもをどう育てていくかを学び、親として育っていかねばなりません。こうした親の育ちを社会全体で応援していくことが必要です。

そのためには、単にネットワークが広がるだけでは不十分であり、親としての学びの機会の充実やその質の向上につなげていかなければなりません。

- 子ども・子育て支援新制度や地域子ども・子育て支援事業の主たる対象ではない小・中学校段階以降においても、地域が家庭教育を支援し、地域ぐるみで児童生徒が抱える問題を解決していく仕組みを構築する必要があります。

ここで我が国における教育の歴史を振り返ると、前近代においては仏教と寺院のネットワーク

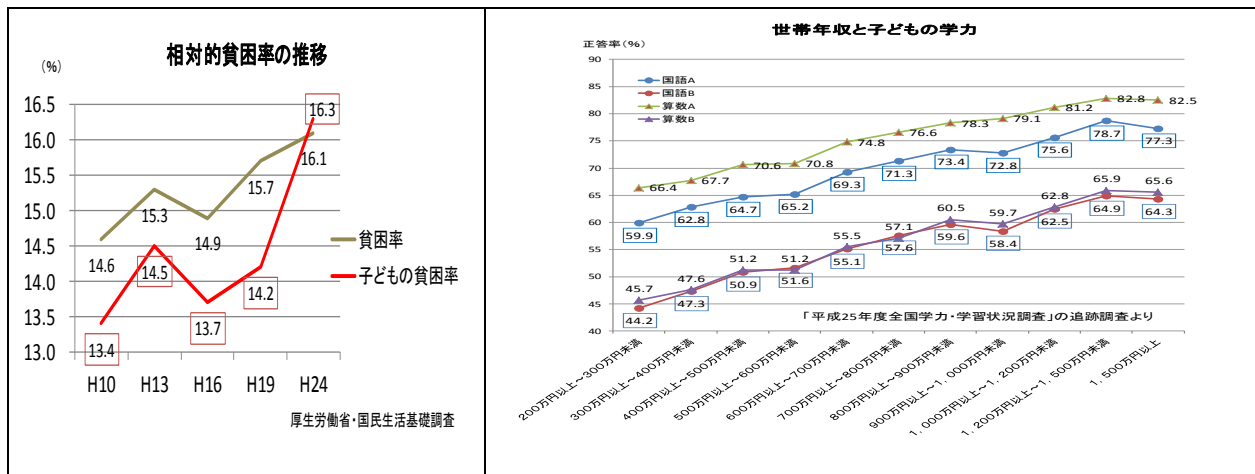
が民衆の識字力など教育的基盤の形成に寄与したと指摘されています。また、江戸時代においては、都市だけではなく全国の農村にまで私塾や寺子屋などが普及していたこと、全国の各藩も競うように藩校を創設し、あるいは薩摩藩の「郷中」、会津藩の「什」のような地域教育システムを構築して藩士の子弟や特に優秀な一般庶民の子どもの教育に努めたことが、高い教育水準や識字率につながったと指摘されています。このように地域の中に学びの場があり、子どもが地域との関係性の中で成長したことが、規範意識の向上や自己の役割や責任に関する自覚の涵養にもつながったと考えられます。このようにかつては「地域の教育力」が大いに発揮されていました。

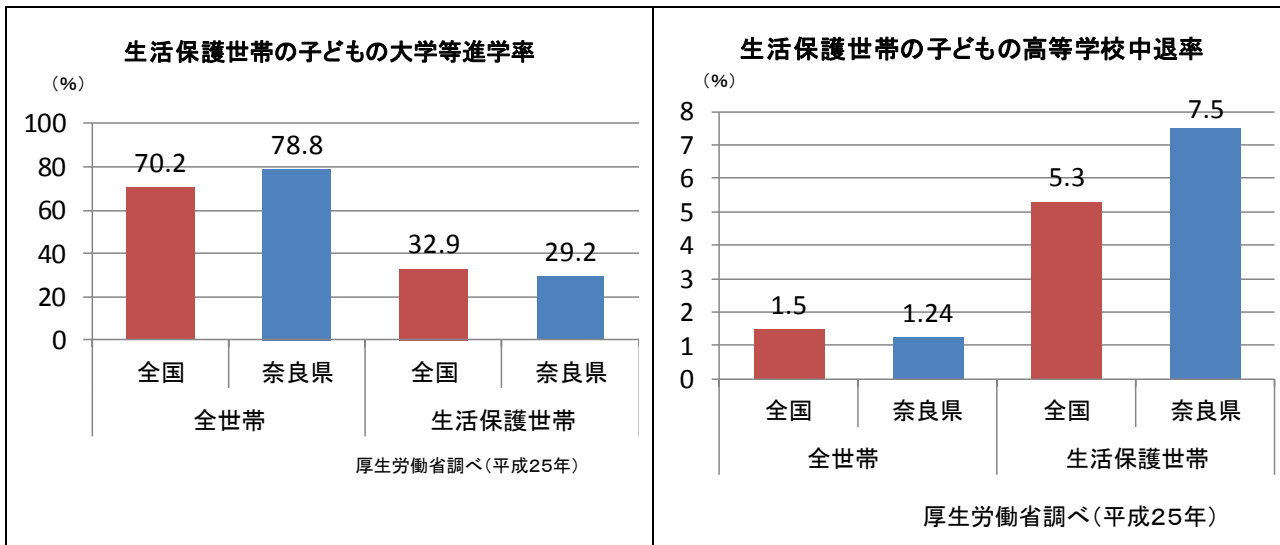
これに対して現代においては、伝統的な地域コミュニティが衰退する一方で、学校を取り巻く環境は複雑化・困難化しており、児童生徒の規範意識の低下、いじめ・暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数や特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加などへの対応など、多様化するニーズに学校現場が応えきれなくなっているとの指摘もあります。

このような状況の下、学校を地域に開き、地域とともにある存在に変える取組が進められています。こうした取組は、地域コミュニティに属する地域住民が学校運営等に参画することでそのコミュニティの再生と学校の教育機能の活性化がともに促されるという相乗効果を期待するものです。保護者と児童生徒とが学校との関わりを通して地域コミュニティとつながることになるため、児童生徒を中心に学校、家庭、地域が三位一体で連携・協働する体制が構築され、失われつつある地域の教育力を取り戻す端緒となり得ます。もちろん、児童生徒自身が地域の行事に参加するなどにより直接地域とのつながりを持ち、ボランティア活動など様々な体験活動を行う取組も重要です。

- 社会的環境のみならず、子どもや子育て家庭を巡る経済的環境にも目を向ける必要があります。政府の調査による我が国の子どもの相対的貧困率は16.3%（平成24年）となっており、OECD加盟国の中でも高い水準となっています。そして、平成25年度の「全国学力・学習状況調査」の追加調査によれば、世帯の所得が低いほど子どもの学力も低いという相関があり、実際、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率は全世帯平均に比べて低くなっています。また、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率は全世帯平均より高くなっています。本県では、これらの傾向が全国平均よりも顕著になっています。

子どもの将来がその生まれ育った環境により左右され、貧困が世代を超えて連鎖していくことは防がなければなりません。



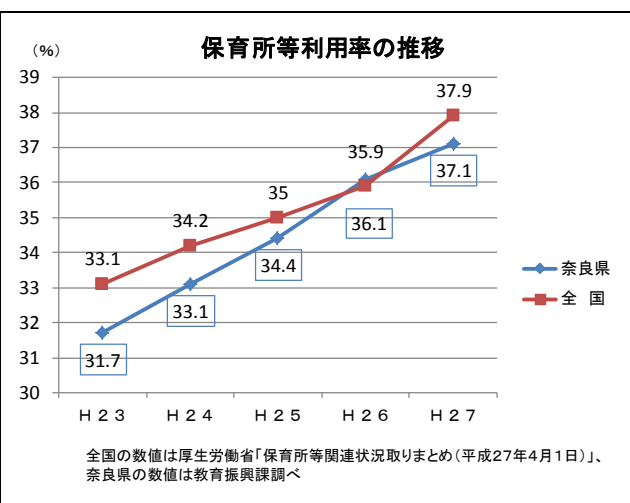
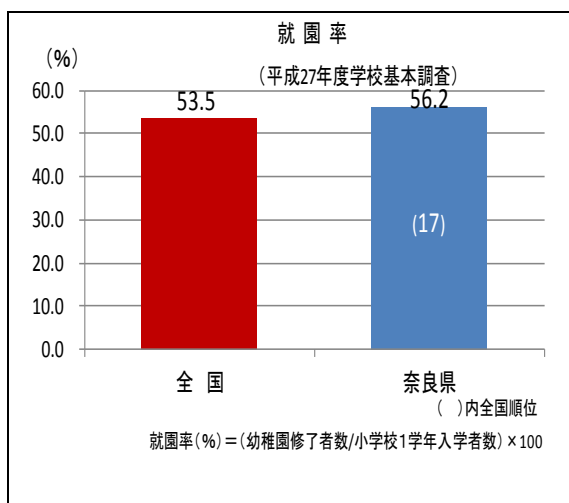
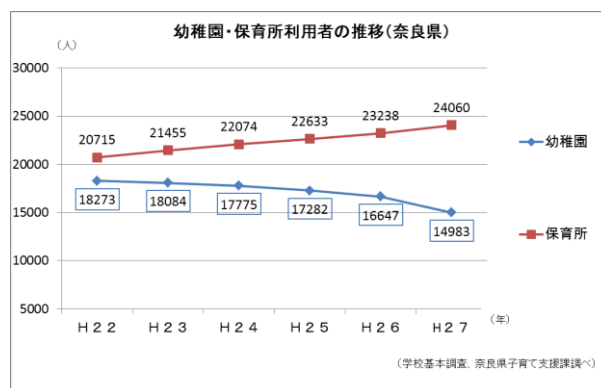


3 本県の教育の実情と課題

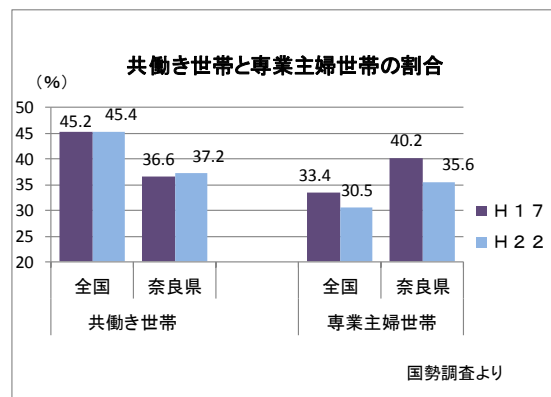
① 就学前教育・保育

○ 本県における満3歳から就学前の子どもを対象とする幼稚園の在園者数は、長期的に減少傾向である一方、0歳から就学前の子どもを対象とする保育所の利用者数は増加しています。共働き率が全国平均を下回っていることもあり、本県の幼稚園就園率は全国平均を上回っています。

なお、保育所等利用率は概ね全国平均を下回っています。



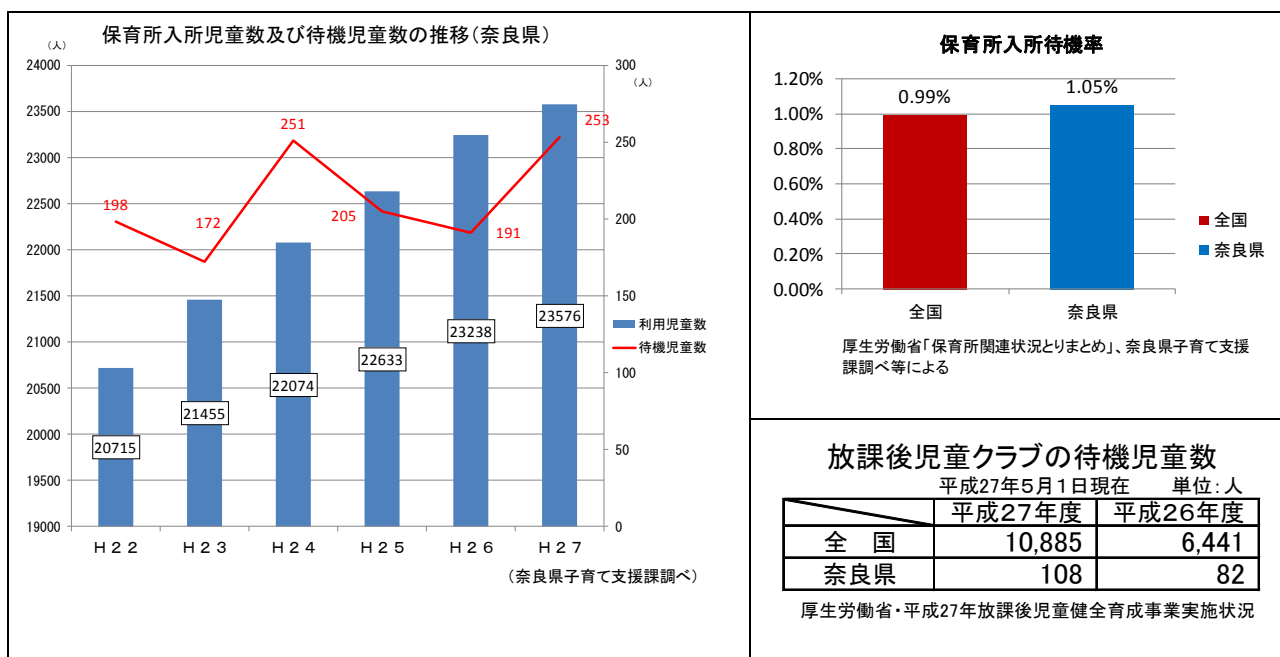
○ ただし、共働きの状況を見ると、本県でも全国の傾向と同様、共働き世帯の割合がいわゆる専業主婦世帯（男性雇用者と無業の妻からなる世帯）の割合を上回っており、幼児期の教育・保育における保育所への依存度は高まっています。こうした中、待機児童の問題が生じています。



○ 平成27年4月1日時点における本県の保育所の待機児童数は253名であり、待機児童率は全国平均を若干上回っています。

ただし、子ども・子育て支援新制度に基づいて本県が策定した子ども・子育て支援事業支援計画（「奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン」）によれば、平成29年度には、本県全体としては、潜在的ニーズを含めた幼児期の教育・保育の「量の見込み」（需要）を上回る供給体制が確保される見込みです。

また、平成27年5月1日時点における放課後児童クラブの待機児童数は108人ですが、放課後児童クラブを含めた地域子ども・子育て支援事業についても、平成28年度には、本県全体として「量の見込み」（需要）を上回る供給体制が確保される見込みです。

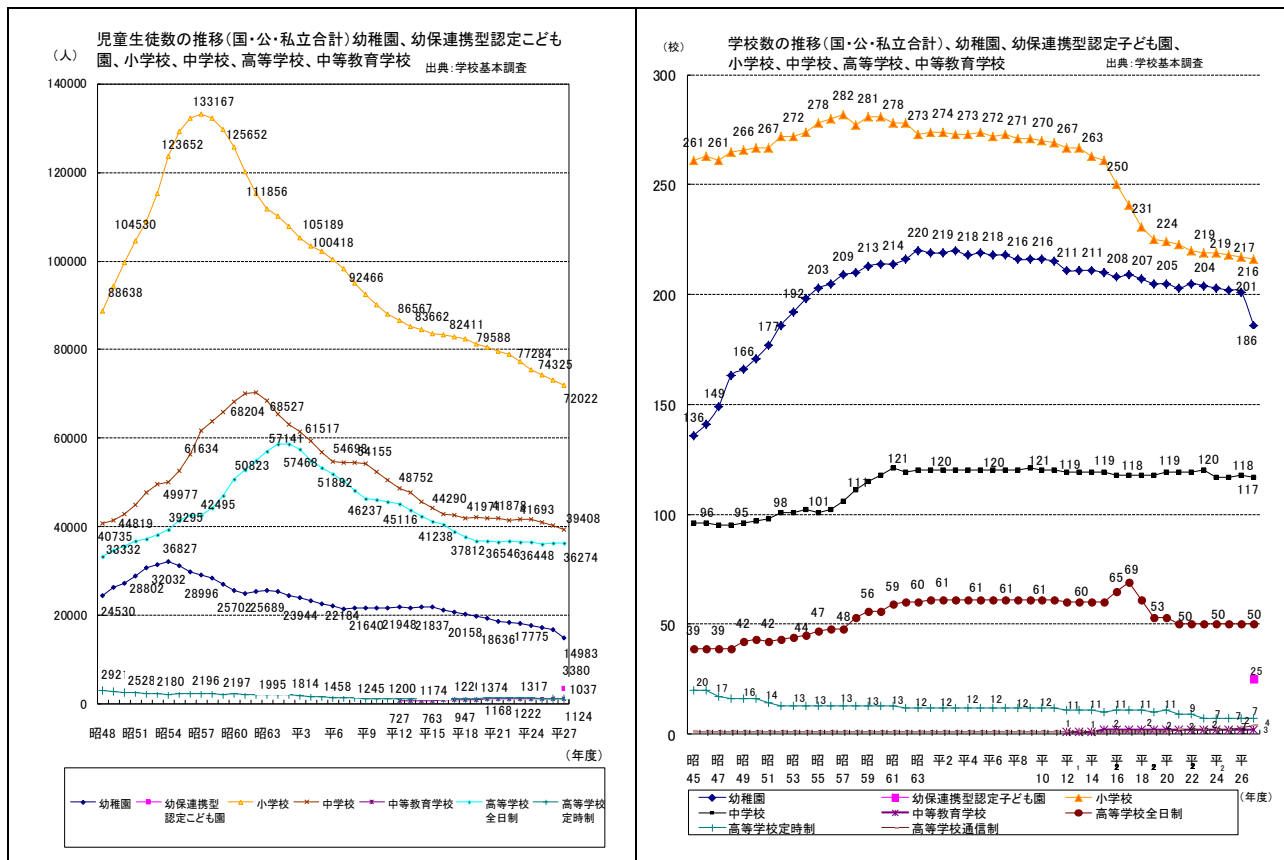


○ なお、本県が行った平成24年度の「幼児期から小学校への接続調査・研究事業」によれば、小学校に入学したばかりの1年生の学級で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、先生の話の聞かないなど「不適応」「不適応に近い」状態があった学校の割合は32.0%であり、幼児教育と小学校教育の円滑な接続が課題となっています。

② 初等中等教育 (①以外)

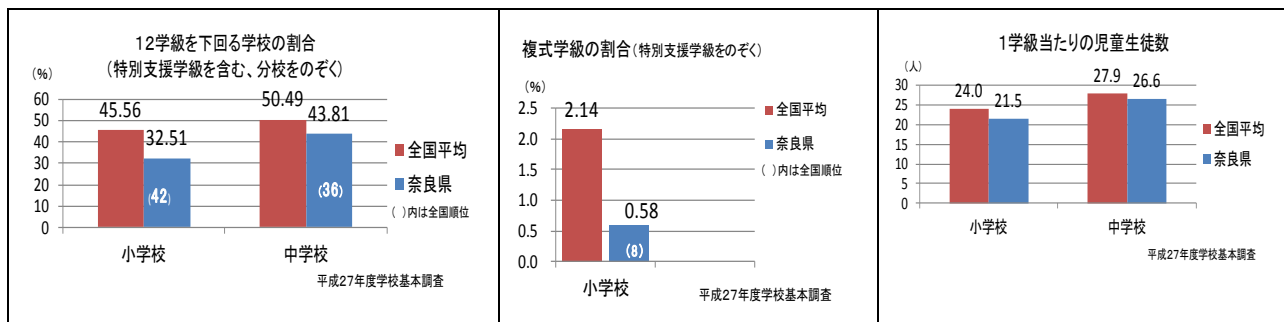
児童生徒数、学校数、学校規模

○ 本県の児童生徒数は減少を続けており、学校数も同様です。

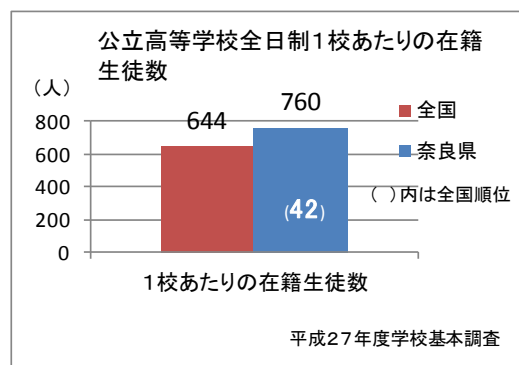


○ 小・中学校の1校当たりの学級数については、法令上12学級以上18学級以下を標準とする旨の規定があります。平成26年度において、本県の公立小・中学校のうち特別支援学級を含めて12学級を下回る学校の割合は、小学校で33%、中学校で44%であり、全国平均を下回っています。複式学級の割合も全国平均を下回っており、1学級当たりの児童生徒数についても全国平均を下回っています。

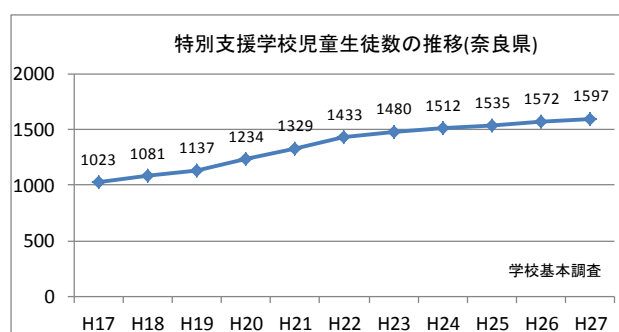
こうした実情を踏まえ、へき地教育のあり方を含め、小・中学校の小規模化に伴う諸問題への対応などを考えていく必要があります。



- 公立高等学校については、平成 27 年度において、1 校あたりの在籍生徒数は、全国平均644人に対して、本県では760人と比較的規模が大きい状況となっています。県立高等学校に関しては、平成 16 年度から平成 20 年度にかけて、「特色・魅力・活力ある学校づくり」を推進するため、43 校から 33 校への再編を実施しましたが、今後も生徒数の減少が見込まれることから、特色化・多様化を推進するとともに、配置と規模の適正化の検討を行う必要があります。



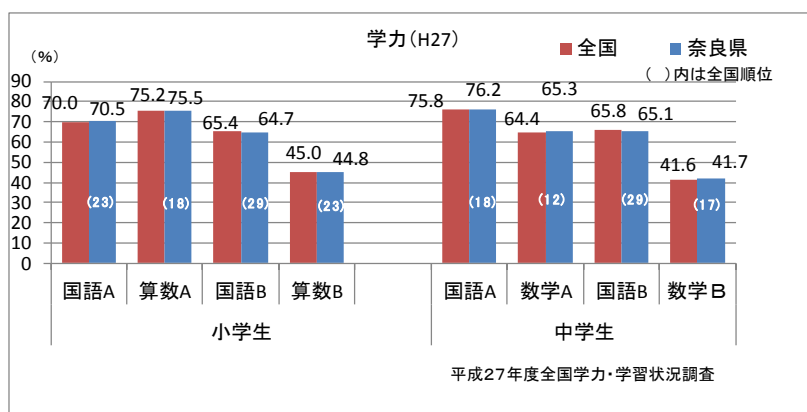
- 特別支援学校においては、児童生徒数は増加の傾向にあり、平成 17 年度から比較するとこの 10 年間で児童生徒数が 574 人増加しています。全国的にも同様の傾向が見られ、特別支援学校の過密化解消が課題となっており、本県でも取組を続ける必要があります。



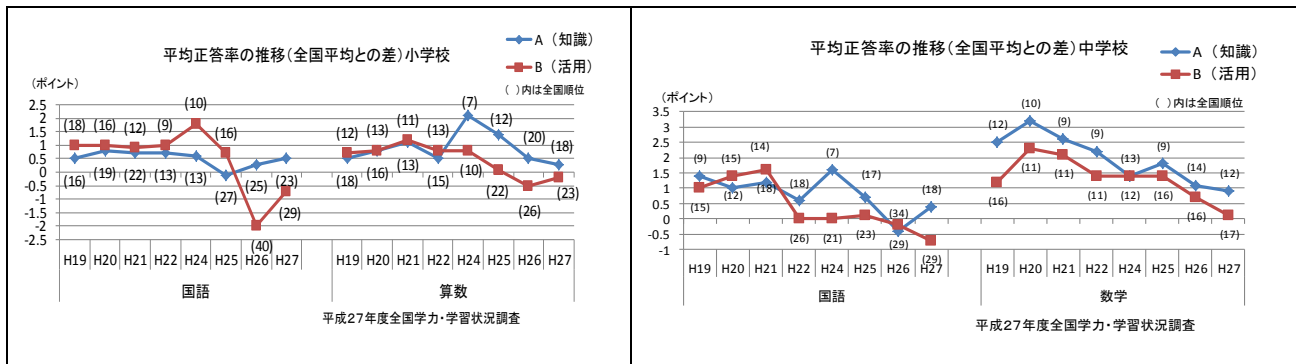
学力、学習意欲、学習習慣

- 「全国学力・学習状況調査」における本県児童生徒の平均正答率は、小学校の主として「知識」に関する問題（A問題）については、国語、算数ともに調査開始以来概ね全国平均を上回っています。平成 27 年度の同調査において、主として「活用」に関する問題（B問題）は国語、算数ともに全国平均を下回っています。

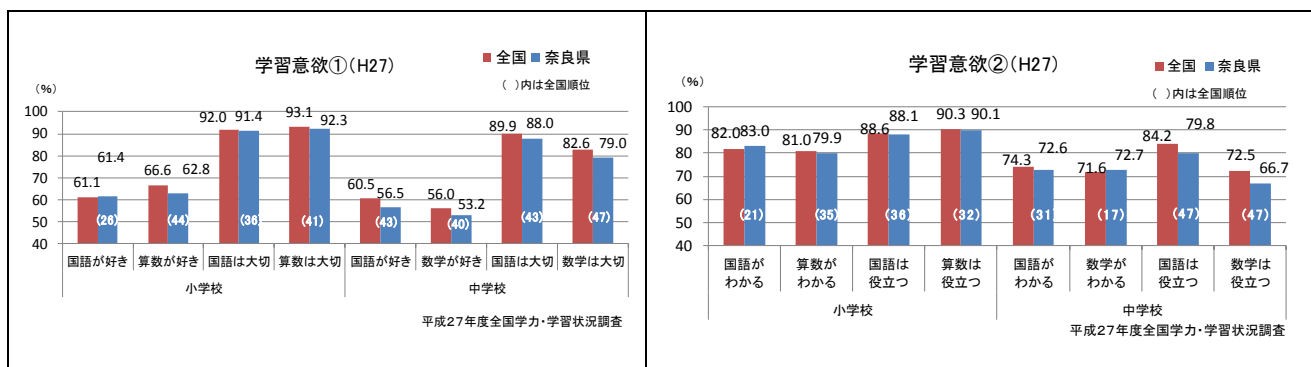
また、中学校では、数学はA問題、B問題ともに調査開始以来全国平均を上回っているものの、その差の縮小傾向が見られ、国語については、平成 22 年度以降B問題が全国平均を下回っています。



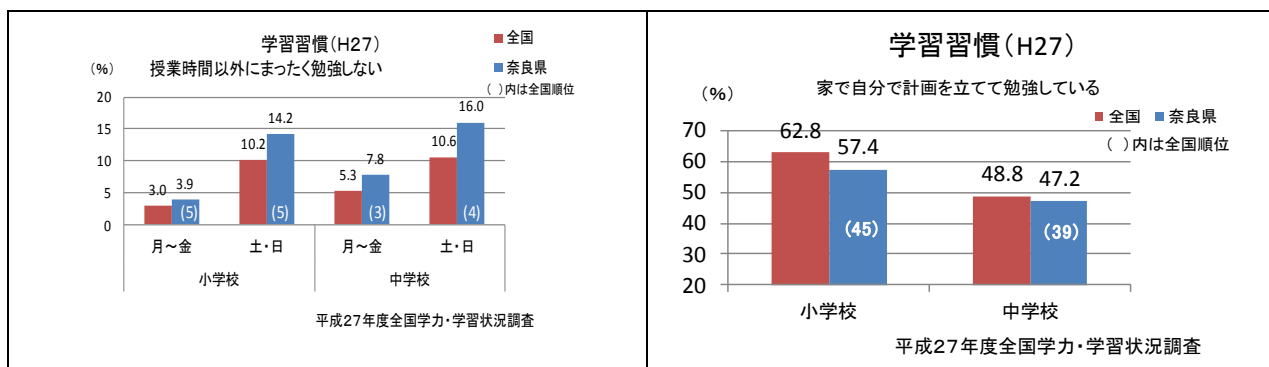
基礎的な知識や技能の確実な定着を図ることはもとより、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力や判断力、表現力等を身に付けさせることが重要です。



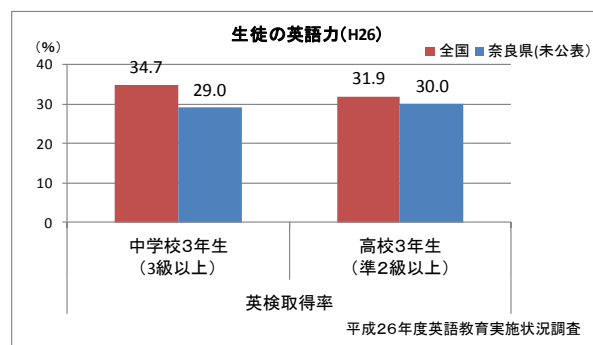
○ また、同調査において、国語、算数・数学について「教科が好き」、「教科学習が将来社会に出たときに役に立つと思う」と回答した本県児童生徒の割合は、小学校の「国語の教科が好き」と回答した児童の割合を除き、全国平均を下回って47都道府県の中で下位に属しており、中学校の国語、数学について「教科学習が将来社会に出たときに役に立つと思う」と回答した生徒の割合は47都道府県中ワースト1位です。学習意欲は、学力の向上に大きく関わるため、児童生徒の学習意欲を高める必要があります。



○ さらには、同調査において、「授業時間以外にまったく勉強しない」と回答した本県児童生徒の割合も全国平均を上回り、小学校・中学校、平日・休日とも47都道府県中ワースト5位以内です。また、「家で自分で計画を立てて勉強をしている」と回答した本県児童生徒の割合も同様に小・中学校ともにワースト10位以内であり、学習習慣の改善も必要です。

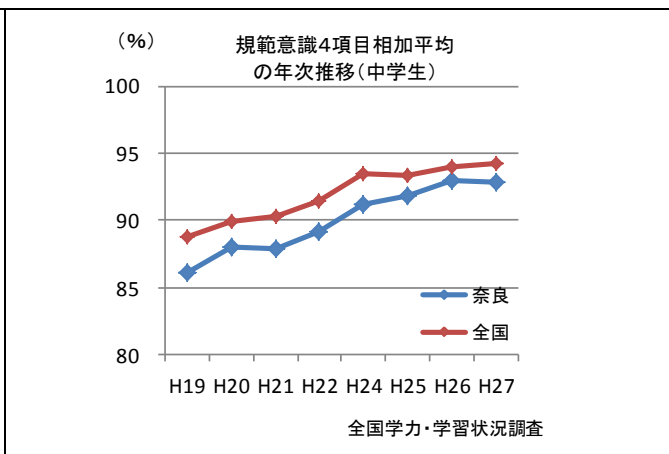
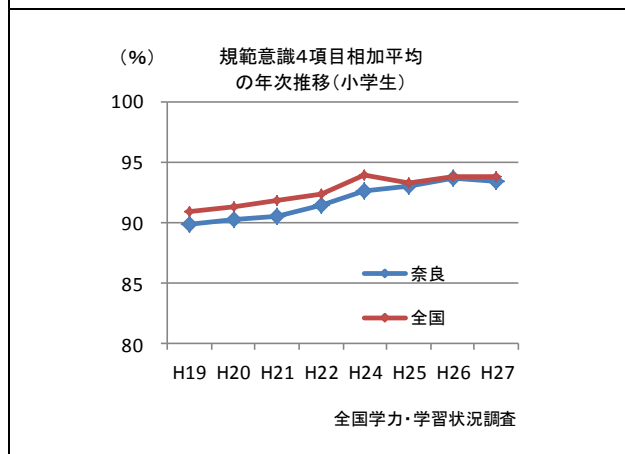
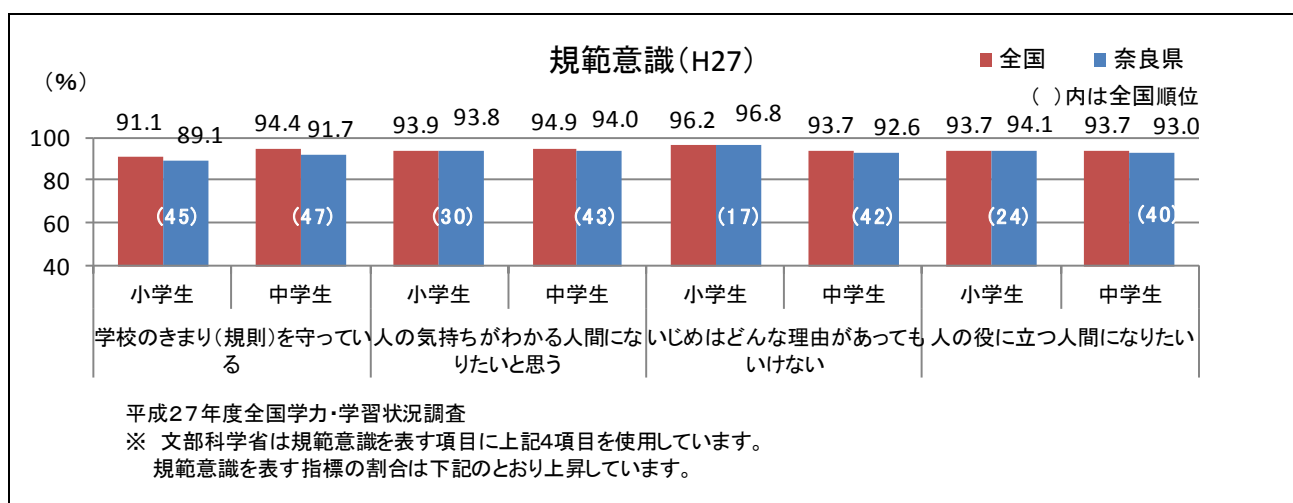


○ 児童生徒の英語力に関し、平成26年度の「英語教育実施状況調査」において、中学校第3学年に所属している生徒のうち英検3級以上を取得している生徒の割合及び高等学校第3学年に所属している生徒のうち英検準2級以上を取得している生徒の割合は、いずれも全国平均を下回っています。

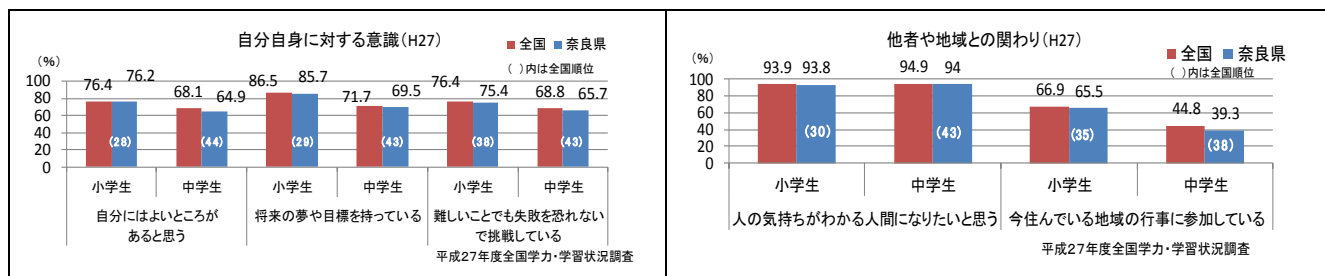


自分自身や他者、地域との関わりに関する意識

○ 平成27年度の「全国学力・学習状況調査」において、「学校のきまり（規則）を守っている」と回答した本県児童生徒の割合は、小・中学校とも全国平均を下回っています。年次推移では小・中学校ともに割合は増加しているものの、小学校は47都道府県中ワースト3位、中学校はワースト1位であり、規範意識の向上が求められます。



○ 次に、自分自身に対する意識に関して、同調査で「自分にはよいところがあると思う」と回答した本県児童生徒の割合は、小・中学校とも全国平均を下回り、中学校では47都道府県中ワースト4位です。また、同調査で自分自身に関して「将来の夢や目標を持っている」、「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」と回答した本県児童生徒の割合は、それぞれ小・中学校とも全国平均を下回り、中学校ではどちらも47都道府県中ワースト5位です。



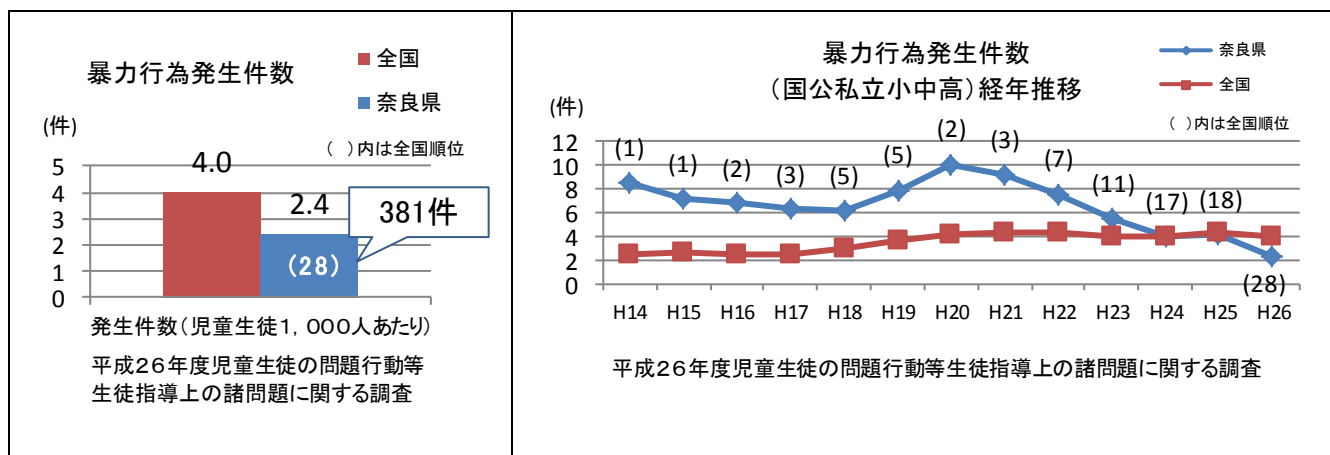
他者との関わりに関して「人の気持ちがわかる人間になりたいと思う」と回答した本県児童生徒の割合は、小・中学校とも全国平均を下回り、中学校では47都道府県中ワースト5位です。

地域との関わりに関して「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した本県児童生徒の割合は、小・中学校とも全国平均を下回り、中学校では47都道府県中ワースト10位です。

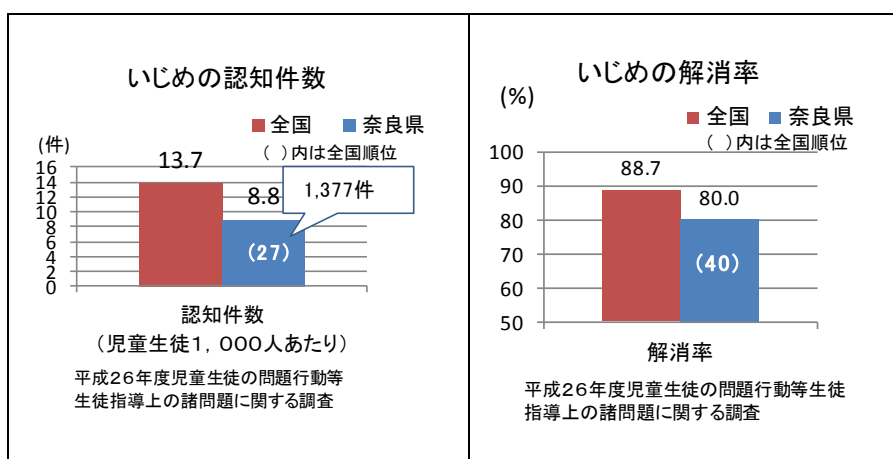
自尊感情とともに、他者、地域等との関わりに関する意識を向上させる必要があります。

暴力行為、いじめ、不登校、高校中退

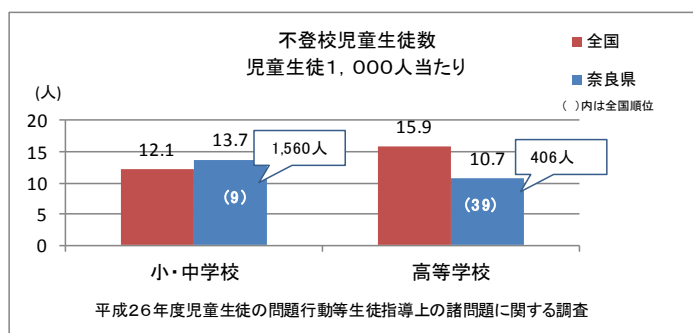
○ 平成26年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によれば、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は381件であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は2.4件と全国平均を下回っています。本県の児童生徒1,000人当たりの発生件数は平成14、15年度にはワースト1位であったことを踏まえれば、顕著に改善しています。



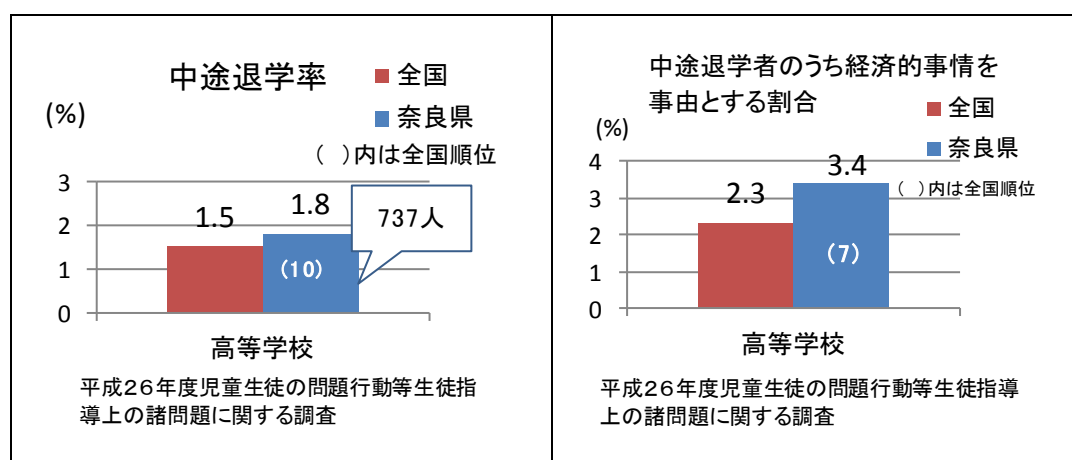
○ 同調査によれば、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は1,377件であり、児童生徒1,000人当たりの認知件数は8.8件と全国平均を下回っています。また、いじめの認知件数に占めるいじめの解消しているものの割合については、全国平均を下回り、47都道府県中ワースト8位であり、引き続きいじめの積極的認知や解消に向けた取組を強化していく必要があります。



○ 同調査によれば、不登校については、小・中学校における不登校児童生徒数は1,560人、高等学校における不登校児童生徒数は406人となっています。その児童生徒1,000人当たりの不登校児童数はそれぞれ13.7人、10.7人であり、小・中学校では全国平均を上回り、高等学校では全国平均を下回っています。小・中学校で全国平均を上回った状態が続いており、改善に向けた取組の強化が必要です。

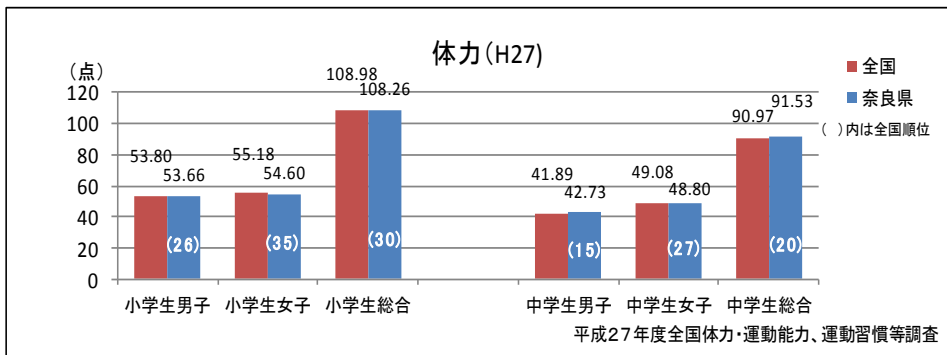


○ 同調査によれば、高等学校における中途退学者数は737人であり、中途退学者の割合は1.8%となっており、全国平均を上回り、47都道府県中ワースト10位です。中途退学者のうち経済的事業を事由とする割合が全国平均を上回っており、就学継続のための取組が必要です。

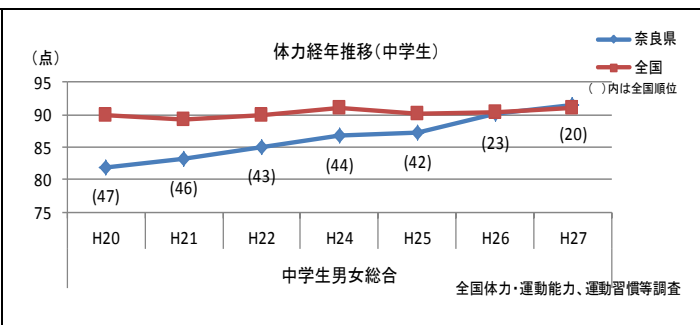
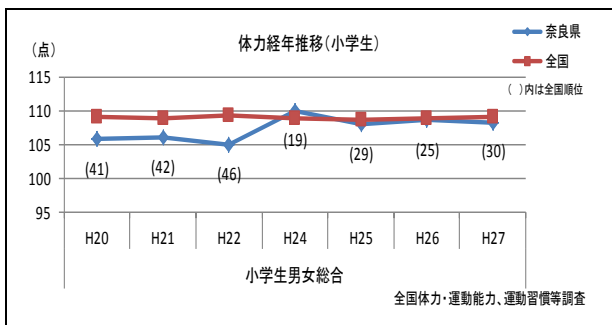


体力、運動習慣、健康意識、基本的生活習慣、食育

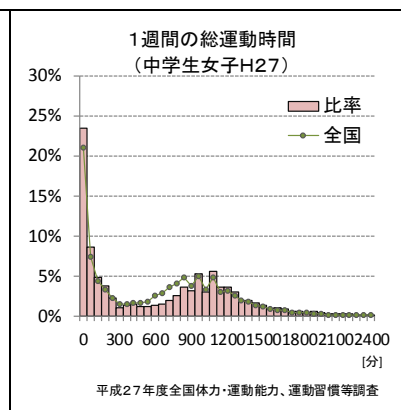
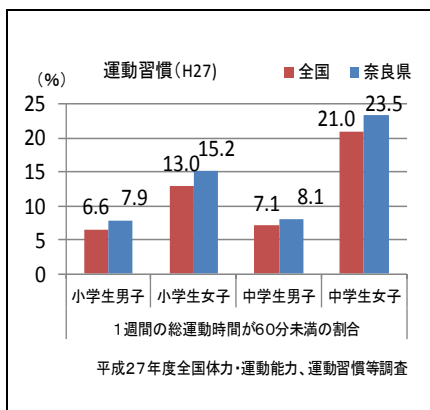
○ 平成27年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県児童生徒の体力は、中学生男子及び中学生男女総合で全国平均を上回りましたが、小学生



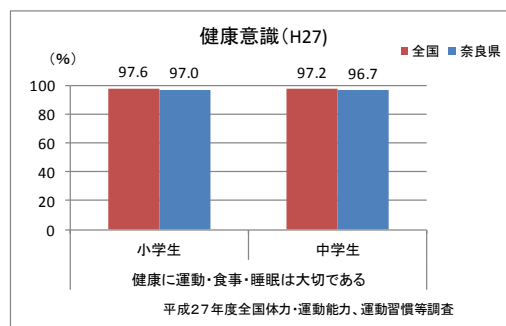
男女総合では、全国平均をやや下回っています。調査開始の平成20年度には、小学生男女総合が47都道府県中ワースト7位、中学生男女総合がワースト1位であったことを踏まえると、近年、本県児童生徒の体力は、ほぼ全国レベルに定着し改善が見られます。



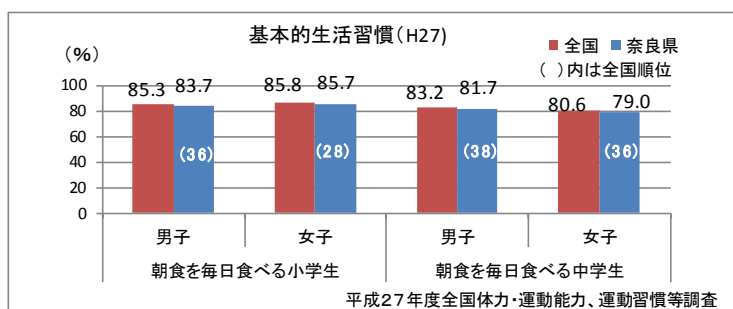
○ ただし、同調査で、「1週間の総運動時間が60分未満である」と回答した本県児童生徒の割合は、小・中学校いずれも全国平均を上回っており、運動をする児童生徒と運動をしない児童生徒の二極化傾向が見られ、引き続き運動習慣の改善に向けた取組を強化する必要があります。



○ 健康に関する意識については、同調査において「健康に運動・食事・睡眠は大切である」と回答した本県児童生徒の割合は、小・中学校の男女いずれも全国平均を下回っており、健康教育の取組を強化する必要があります。



- 同調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した本県児童生徒の割合は、小・中学校ともに47都道府県中低位にあり、生活習慣の改善が必要です。



- 平成25年度の「学校給食における地場産物及び国産食材の活用状況調査」において、本県の地場産物活用状況は、全国平均を下回っており、食育の取組を一層推進する必要があります。

